

京丹後市休業要請対象事業者支援給付金支給要項 (拡充)

I. 概要

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、京都府は「新型コロナウイルス感染拡大防止のため京都府における緊急事態措置」(以下「緊急事態措置」)を令和2年4月17日に公表し、施設の休止及び営業時間の短縮(以下「休止等」)の要請や協力依頼(以下「要請等」)を行いました。

要請等の対象となる施設(以下「対象施設」。別表1)を運営されている方で、要請等に全面的に協力いただいた中小企業・団体及び個人事業主の皆様に対して、支給要件を拡充し京丹後市休業要請対象事業者支援給付金(以下「市支援給付金」)を支給します。

※本支給要項は令和2年7月31日を申請期日として実施した市支援給付金について、対象施設に係る一部の条件を改正し、未受給の対象施設を運営されているかたから新たに申請を受け付けるものです。

市支援給付金の支給額

中小企業・団体	1施設あたり20万円
個人事業主	1施設あたり10万円

※京丹後市内の複数の対象施設で休止等の対応をされた場合は施設ごとに支給します。なお、「中小企業・団体」は別表2のとおりとします。

II. 支給要件

市支援給付金は、京丹後市内に有する施設が、支給要件(次頁「V. 市支援給付金の支給要件について」)をすべて満たす場合に、その施設を運営する者に支給します。

対象施設に係る条件の一部改正について(別表1対象施設一覧参照)

- ・ホテル又は旅館
「集会の用に供する部分に限る」条件を削除
- ・食事提供施設(飲食店、料理店、喫茶店、和菓子・洋菓子店、居酒屋)
通常営業時間に関わらず、終日休業した場合も新たに給付対象とする

III. 申請手続等

下記1, 2の場合、京丹後市に申請してください。

1. 京丹後市内に所在する施設(店舗)において休止等の対応を行ったが、京都府休業要請対象事業者支援給付金及び市支援給付金を受給していない場合
2. 京都府へ申請した施設(店舗)以外に、京丹後市内で休止等の対応を行った施設を運営している場合

申請受付期間 令和2年9月4日（金）から令和2年10月30日（金）まで

申請方法

下記の申請書類を郵送もしくは商工振興課または各市民局へ提出してください。

（郵送先）〒629-3101 京都府京丹後市網野町網野 385-1

京丹後市役所網野庁舎（ら・ぽーと）2階

京丹後市商工観光部商工振興課 宛て

申請書類一覧

1	京丹後市休業要請対象事業者支援給付金申請書（京丹後市様式1）
2	支払口座振替依頼書（京丹後市様式2）
3	緊急事態措置以前から営業活動を行っていたことが確認できる書類 （次の（1）から（3）の全ての書類が必要となります。） （1） 営業活動を行っていたことがわかる以下の①から③の全ての書類（写し） ① 直近の確定申告書（税務署の受付印又は電子申告の受信通知のあるもの） ※設立後決算期や申告時期を迎えていない場合は、個人事業の開業・廃業等届出書（税務署の受付印のあるもの）又は法人設立設置届出書（税務署の受付印のあるもの） ② 直近の月締め帳簿など営業実態が分かる資料 ③ 施設の外観（社名や店舗名入り）及び内観の写真、パンフレット等 （2） 業種に係る営業に必要な許可等を取得していることがわかる書類（写し） 〔例〕 飲食店営業許可証、風俗営業許可証等 （3） 本人確認書類（写し） 【法人】 法人代表者の運転免許証、パスポート、保険証等（いずれか一つ） 【個人】 運転免許証、パスポート、保険証等（いずれか一つ）
4	休業等の状況がわかる書類 （1） 休業の状況がわかる書類 （2） 営業・酒類の提供時間の短縮・休止の状況がわかる書類（食事提供施設において営業時間の短縮・休止をされた場合） ※通常時の営業・酒類の提供時間及び短縮後の時間の両方が確認できる書類を提出ください。〔例〕 休業や営業時間短縮を告知するホームページ、店頭ポスター、チラシ、DM等の写し（写真も可）
5	誓約書（京丹後市様式3）
6	京都府休業要請対象事業者支援給付金の支払通知書（写し） ※上記1の場合（京都府へ申請した施設（店舗）以外に、京丹後市内で休止等の対応を行った施設を運営している場合）のみ

支給の決定

申請書類の審査の結果、適正と認められるときは、市支援給付金の支給を決定し、決定に関する通知を送付するとともに、指定口座に支払います。

審査の結果、支給要件を満たさず、不支給とすることを決定したときは、不支給に関する通知を送付します。

IV. その他

市支援給付金の支給後に、支給要件に該当しない事実や申請書類の不正その他支給要件を満たさないことが確認されたときは、市支援給付金を返還していただきます。

V. 市支援給付金の支給要件について

1. 京丹後市内に事業所を有する中小企業・団体（範囲は別表2を参照。）及び個人事業主
2. 緊急事態措置を実施する以前（令和2年4月17日（金）以前）に開業した対象施設に関して、必要な許認可等を取得の上、当該施設を運営している者
3. 緊急事態措置の全ての期間（令和2年4月18日（土）から令和2年5月6日（水））のうち、遅くとも令和2年4月25日（土）午前0時から令和2年5月6日（水）まで連続して、要請等に応じ休止等の対応を実施した者
4. 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、京都府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ将来にわたってもしない者

また、上記の暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、経営に事実上参画していない者

VI. 市支援給付金に関するお問い合わせ先

京丹後市役所 商工観光部 商工振興課（京丹後市網野町網野385番地の1 ら・ぽーと）

電話番号 0772-69-0440（直）

Eメール shokoshinko@city.kyotagno.lg.jp

(別表1) 対象施設一覧

<p>1 施設の使用停止を要請する施設 及び 施設の使用停止について協力を依頼する施設</p> <p>遊興施設（キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、ダーツバー、パブ、カラオケボックス、ライブハウス、バンが喫茶、射的場、インターネットカフェ、性風俗店、デリヘル、アダルトショップ、個室ビデオ店、場外馬（車・舟）券場、劇場等（劇場、観覧場、プラネタリウム、映画館、演劇場）、集会・展示施設（集会所、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール）、運動・有効施設（体育館、屋内・屋外水泳場、ボウリング場、スケート場、スポーツクラブ、ホットヨガ・ホットスタジオ、ゴルフ練習場（※1）、バッチング練習場（※1）、陸上競技場（※1,※2）、野球場（※1,※2）、テニス場（※1,※2）弓道場（※1）、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地）、文教施設（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、高等専門学校、中東教育学校、特別支援学校）、大学、学習塾等（大学、専門学校、高等専修学校、専修学校・各種学校、日本語学校・外国語学校、インターナショナルスクール、自動車教習所、学習塾、英会話教室、音楽教室、囲碁・将棋教室、生け花・作動・書道・絵画教室、そろばん教室、バレエ教室、体操教室）、博物館等（博物館、美術館、図書館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園）、ホテル又は旅館（ホテル（集会のように供する部分に限る）、旅館（集会のように供する部分に限る））、商業施設（ペットショップ（ペットフード売り場を除く）、ペット美容室（トリミング）、宝石類や金銀の販売店、住宅展示場（戸館、マンション）、古物商（質やを除く）、金券ショップ、古本屋、おもちゃ屋、鉄道模型や、囲碁・将棋盤店、DVD/ビデオショップ・レンタル、アウトドア用品スポーツグッズ店、ゴルフショップ、土産物店、旅行代理店（店舗）、アイドルグッズ専門店、ネイルサロン、まつげエクステンション、スーパー銭湯、サウナ、エステサロン、日焼けサロン、脱毛サロン、写真屋・フォトスタジオ、美術品販売、展望室） ※1：屋外施設は使用停止の要請の対象外、屋内施設は対象とする ※2屋外施設は使用停止の要請の対象外だが、観客部分については使用停止の要請の対象</p>
<p>2 営業時間について、午前5時から午後8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請する施設（宅配・テイクアウトを除く）</p> <p>※通常の営業時間が上記要請の範囲より短い場合においても、施設の使用停止を終日実施した施設を対象とします</p> <p>食事提供施設（飲食店、料理店、喫茶店、和菓子・洋菓子店、居酒屋）</p>

(別表2) 中小企業・団体の範囲

<p>1 中小企業</p>	
<p>①株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社 (次の業種ごとの要件のいずれかを満たす者)</p>	
<p>業 種</p>	<p>要 件</p>
<p>サービス業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下 ・常時使用する従業員の数が100人以下
<p>小売業（飲食店を含む）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下 ・常時使用する従業員の数が50人以下
<p>その他の業種</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資本金の額又は出資の総額が3億円以下 ・常時使用する従業員の数が300人以下
<p>②企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合</p>	
<p>2 団体（常時使用する従業員の数が100人以下のものに限る。） 一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、学校法人、宗教法人、社会福祉法人、農事組合法人、NPO法人等</p>	